いじめへの対応

いじめの発生
被害児童の安全と保護

校長、教頭に報告

○　どの職員が誰に聞き取りをするのかを分担する。

いじめ不登校対策教育相談委員会
- 校長
- 教頭
- 生活指導主任
- 被害児童担任
- 加害児童担任
- 関係学年担任
- 養護教諭
- 聞き取りをした職員

時系列で記録をする。

事実確認と情報把握
○　「だれが、いつ、どこで、なぜ、どのように」いじめたのか、（５Ｗ１Ｈ）確認し、「いじめ」の概要、原因、動機、背景を探る。
○　被害児童、加害児童、目撃児童や周りにいた児童等に、一人ずつ聞き取りをする。

対策会議その１

市教育委員会、
下越教育事務所等へ報告

臨時職員会議

被害児童、加害児童の保護者への連絡・家庭訪問
・事実聴取や事実確認を実施したことを報告

保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、誠意をもって対応する。

被害児童との話合い
（解消への取組１）

加害児童との話合い
（解消への取組２）

・市教育委員会との連携

校外への対応
- 地域・ＰＴＡへの対応
- マスコミへの対応

被害児童と加害児童の話合い
（解消への取組３）

- 五泉市いじめ防止専門委員会への報告
- 警察への報告
- 学校派遣カウンセラーの助力を得る。

被害児童、加害児童の保護者への報告・家庭訪問
- 経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の解消への取組について了承と協力を依頼する。

保護者間協議
- 必要に応じて、被害児童と加害児童の保護者間で協議する。学校の指導方針を伝え、保護者同士の協力事項を協議する。必ず管理職が立ち会う。

対策会議その２

周囲の児童への対応
- 「いじめを傍観することは、いじめに加担することと同じであり、絶対に許されないことである」ことを指導する。

事後対応
事故報告書の作成

継続支援・指導